

2024（令和6）年度横浜国立大学大学院環境情報学府研究生募集要項

横浜国立大学 理工学系事務部
環境系支援課環境情報学府係〔環境情報1号棟2階〕
〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79番7号
TEL：045-339-4425・4426
E-mail： ses.daigakuin-env@ynu.ac.jp

本学府において特定の専門事項について研究することを志願する者については、本学府の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可します。

1. 所属可能な研究室

環境情報学府Webサイトの「教員紹介」に掲載している教授、准教授及び講師の研究室となります。ただし、定員等の事情により、今年度の受け入れを行わない場合があります。併せて、指導希望教員は、年度途中に変更が生じる可能性がありますのでご注意ください。

2. 入学時期と研究期間

春学期の始め（4月1日）・秋学期の始め（10月1日）とします。

研究期間は以下のとおりとします。

（1）春学期の場合

半年（2024(令和6)年4月1日～2024(令和6)年9月30日）

又は1年（2024(令和6)年4月1日～2025(令和7)年3月31日）

（2）秋学期の場合

半年（2024(令和6)年10月1日～2025(令和7)年3月31日）

3. 出願資格

国費研究留学生を除き、次の（1）～（3）のいずれかに該当及び「4. 成績基準」を満たし、かつ、出願前審査において出願を認められたもの。加えて、外国人については、「5. 語学要件」も満たしていること

（1）修士の学位を有する者、及び入学時まで取得予定の者

（2）外国において修士の学位に相当する学位を授与された者、及び入学時まで取得予定の者

（3）その他本学府において前各号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

4. 成績基準

文部科学省の定める学業成績係数で2.0以上を要件とします。詳しくは5ページ下部を参照してください。

5. 語学要件（外国人のみ）

次の（1）～（2）のいずれかに該当するもの。

（1）日本語能力試験（JLPT）のレベルN2以上に合格しているもの

（2）日本の大学院修士課程・博士課程前期又は博士課程後期への入学資格を満たす教育課程を、日本語を主要言語として修了した者。

6. 出願前審査

志願者は、出願前に指導希望教員にメールにて、以下書類を提出してください。

- ・最終出身大学又は大学院における成績証明書
- ・履歴書（様式任意）
- ・研究計画書（様式任意。計画書には、志望動機と研究計画、研究生修了後の希望・進路についても記入すること）
- ・外国人留学生は「5. 語学要件」を証明できる書類も併せて提出してください。

教員のメールアドレスは、研究者総覧をご覧ください。

研究者総覧URL <https://er-web.ynu.ac.jp/search?m=home&l=ja>

提出があったものの中から、その研究計画と教員の研究分野が合致している学生に対してのみ、面接（直接又はオンライン）実施の連絡をします。その審査において内諾を得たもののみ、出願を認めます。

※審査に時間がかかるため、出願期間に出願前審査が間に合わない場合があります。時間に余裕をもって希望指導教員に連絡してください。

7. 出願受付期間と受付時間

春学期入学：2023(令和5)年12月4日（月）～12月8日（金）

秋学期入学：2024(令和6)年6月3日（月）～6月7日（金）

受付時間：平日の9：00～12：45及び13：45～16：00（時間厳守）

8. 出願書類

(1) 入学願書（本学府指定用紙）指導教員のサイン・押印の無いものは受理しない。

(2) 最終出身学校の修了証明書または卒業証明書

※ 出身学校の発行した修了又は卒業証明書原本を提出すること。コピーは不可とする。

（国や出身学校の都合で証明書の発行が出来ない場合は、事前に受付窓口にて修了（卒業）証書及び学位記を持参し呈示すること）

※ 最終出身学校がある国の母国語が日本語又は英語でない場合は、その母国語による「修了証明書」又は「卒業証明書」に併せて、その「修了証明書」又は「卒業証明書」の日本語訳又は英語訳を提出すること。

(3) 最終出身学校の成績証明書

※ 出身学校の発行した証明書原本を提出すること。コピーは不可とする。

※ 最終出身学校がある国の母国語が日本語又は英語でない場合は、その母国語による「成績証明書」に併せて、その「成績証明書」の日本語訳又は英語訳を提出すること。

(4) 「5. 語学要件」を証明する書類（外国人のみ）

以下の書類を提出してください。原本を提出することとし、コピーは不可とします。

① 日本語能力試験…日本国際教育支援協会の発行する「日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書」

※ 「日本語能力認定書」「日本語能力試験可否結果通知書」は認めません。

② その他の資格・検定試験…証明できる書類

(5) 研究計画書（「6. 出願前審査」で教員に送付したものと同一もの）

(6) 在留カードの表面及び裏面の写し、または旅券の写し（外国人のみ）

(7) 角形2号（240mm×332mm）の返信用封筒 1通

封筒に210円切手を貼付し、日本国内の郵便番号・住所・志願者本人（又は代理人）

の氏名を明記すること。

※ 封筒に書く代理人は、願書の裏面に書く「日本国内に居住する父母、またはこれに準ずる者」と一致させること

9. 検定料 9,800円

(1) 払込期間：出願期間の1週間前より出願最終日まで

(2) 払込場所：日本国内のゆうちょ銀行・郵便局の窓口（ATMは使用不可）

(3) 払込方法：

- ① 「払込取扱票」のご依頼人名は、志願者本人の名前を記入してください。入学願書の氏名と照合します。
- ② 「振替払込請求書兼受領証」及び「振替払込受付証明書（お客様用）」を、前記（2）の受付窓口から受け取る際には、必ずスタンプされる「受付局日附印」を確認してください。
- ③ 土曜日、日曜日、祝日は払込ができません。ご注意ください。
- ④ 払込時に必要な手数料は、志願者本人の負担となります。
- ⑤ 受付窓口から受理した「振替払込受付証明書（お客様用）」は、所定の「振替払込受付証明書貼付用紙」に貼り付けて提出してください。
- ⑥ 「払込取扱票」及び「振替払込受付証明書貼付用紙」は、環境系支援課環境情報学府係で交付します。
- ⑦ 外国人志願者で、日本政府（文部科学省）国費留学生は、検定料の払い込みは不要です。出願の際必ず、国際教育課留学生受入係が発行する国費外国人留学生証明書を提出してください。

10. 出願書類の提出先

出願書類、「振替払込受付証明書（お客様用）」を貼り付けた「振替払込受付証明書貼付用紙」は「7. 出願受付期間と受付時間」内に環境系支援課環境情報学府係に提出してください。

11. 選考方法

志願者より提出された書類に基づいて、入学を希望した専攻及び環境情報学府教授会が行います。

12. 選考結果

合格通知書及び入学手続き書類を、出願書類としていただいた返信用封筒に入れて、下記の日程でお送りします。不合格者に通知は送りません。

春学期入学：2024(令和6)年1月中旬

秋学期入学：2024(令和6)年7月中旬

13. 入学手続

合格者は、入学手続き書類と併せて送付される「研究生の入学手続きについて」に記載した所定の期日までに、入学料及び研究期間に相当する授業料を納入してください。詳細は、入学手続き書類と一緒に郵送します。

入学料 84,600円(現行)

授業料(半期) 178,200円(現行)

(1年間) 356,400円(現行)

[注] 入学料及び授業料は、改定される場合があります。

[注] 在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新しい授業料が適用されません。

[注] 本学で博士の学位を授与された者で学位を授与されたときから3年以内に本学府の研究生として入学した場合は授業料の徴収はいたしません。この適用は、研究期間を延長した場合も含まれます。

14. その他

- (1) 検定料を二重に払い込まないでください。
- (2) 検定料が払い込まれていない場合、又は払込済の「振替払込受付証明書(お客様用)」が所定の「検定料支払受付証明書貼付用紙」の欄に貼り付けていない場合は、出願を受理しません。
- (3) 出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済の検定料は返還いたしません。
 - ① 検定料の返還請求ができるもの
 - ・ 検定料を払い込んだが横浜国立大学大学院環境情報学府に出願しなかった場合(出願書類を提出しなかった、又は出願が受理されなかった)
 - ・ 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
 - ② 返還請求の方法
以下の内容を明記した「検定料返還請求願(様式は任意とする)」を作成してください。
ア. 返還請求の理由 イ. 氏名(ふりがな) ウ. 日本国内の現住所 エ. 連絡電話番号オ. メールアドレス カ. 返金振込先の金融機関(銀行名・銀行コード、支店名・支店コード、口座番号、口座名義、名義人本人の直筆サイン又は印)
「検定料返還請求願」に、必ず、「振替払込受付証明書(お客様用)」を添えて、環境系支援課環境情報学府係へ速やかに郵送してください。
※ 返還額は、返還の際に本学が要する手数料が差し引かれた金額となります。
- (4) 研究期間は1年以内とし、2025(令和7)年3月31日までとします。ただし、特別の事情があると認められる場合は、1年を限度(半期単位)として研究期間の延長を許可することができます。研究に要する費用は教室の設備に付帯するもののほか、全て研究生の自弁(自己負担)とします。

なお、研究生の在学期間は、通算して2年を超えることはできません。
- (5) 研究期間として許可される期間は、入学手続き時に納入した授業料分に相当する期間(半期又は1年)とします。
- (6) 提出した出願書類及び納入された入学料・授業料は、一切返還しません。
- (7) 出願手続き等において、虚偽の申請・記載といった不正な行為があった場合、入学後でも入学を取り消すことがあります。
- (8) 身心に障がいがある志願者は、事前に相談してください。
- (9) 私費外国人留学生において在留資格「留学」を取得するにあたっては、留学生生活を維持できる経済的基盤を有している必要があります。
- (10) 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)の規定に

基づく「国立大学法人横浜国立大学の保有する個人情報の保護に関する規則」に則り、志願者の入学試験成績及び出願書類等に記載された個人情報については、本学入学選抜に係る用途の他、本学における諸調査・研究にも利用することがあります。調査・研究結果を発表する場合は、個人が特定できないように処理します。それ以外の目的に個人情報が利用又は提供されることはありません。

- (11) 合格者に対し、入学手続き書類の1つとして本学所定の健康診断書に基づいて入学前3ヶ月以内に受診し、記入された健康診断書の提出を求めますので、ご注意ください。
- (12) 不明な点は環境系支援課環境情報学府係に問い合わせてください。
- (13) 横浜国立大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「国立大学法人横浜国立大学安全保障輸出管理規則」を定めて、物品の輸出、技術の提供、人材の交流の観点から外国人留学生の受入れについては厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育が受けられない場合があります。願書提出前に、指導希望教員と相談するなど、出願にあたっては注意してください。

15. 学業成績係数の算出方法

※下記の表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算する。

区分	成績評価				
4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0) \div \text{総登録単位数}$

(注1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出する。

(注2) 上表の成績評価にない評価(例えば、「認定」、「合格」など)は対象としないこと。

(注3) 係数に端数が出る場合は、小数点以下第3位を切り捨てること。

(注4) 算出においては、申請時に判明している成績のみを用いること。